

一般社団法人梅光学院同窓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人梅光学院同窓会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を山口県下関市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、キリスト教を基盤とする人格教育を理念とした梅光学院の卒業生相互の交誼を篤くし、母校の振興をはかるとともに社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は第3条の目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 会報の発行。ホームページの運営。
- (2) 各地の支部と緊密な連絡を取り会の発展をはかる。
- (3) 講演会、講習会等の催事の開催。
- (4) 会員名簿の維持管理。
- (5) 学校法人梅光学院に在籍する生徒・学生への支援。
- (6) 学校法人梅光学院の評議員選任機関へ評議員4名を推薦する。
- (7) その他当法人の目的を達成するための社会貢献等の事業。

(支部)

第5条 当法人は国内外の各支部と緊密な連絡を取り会の発展をはかる。

- 2 支部は、第3条の法人目的を共有し、各地で目的に沿った独自の活動を行う。
- 3 支部は、社員総会での決定に従い、他の支部や本部と協力して決定の実現に努める。
- 4 支部は、支部設立時に、法人会計より事務費の補助を受けることができる。補助金の支出については領収書等の書類と共に理事会に報告し承認を受けなければならない。
その後の運営は支部の独立会計とする。

(公告)

第6条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会の構成員)

第7条 当法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 梅光女学院及び梅光学院卒業生
- (2) 会友 中途転・退出者で入会希望を申し出た者
- (3) 客員 本学院の教職員及び旧教職員

2 当法人は、正会員から選任された者を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(経費等の負担)

第8条 正会員は入会時に、入会金・終身会費を納入する。

なお、当法人設立前に任意団体である梅光学院同窓会の会員であり、入会金・終身会費を納入している者及び理事会の認める者については本項に定める入会金・終身会費の納入義務を負わないものとする。

- 2 会員は毎年の任意の運営費寄付にできるだけ協力し同窓会を支援する。
- 3 会友は所定の申し込みをし、入会金・終身会費を納入すれば正会員になることができる。
- 4 客員は正会員にはなれない。入会金・終身会費の納入は免除される。
- 5 入会申し込み時に納入した入会金・終身会費は、いかなる理由があっても返金しない。
- 6 入会金・終身会費は社員総会で定める。

(権利及び義務)

第9条 正会員は、社員となる資格および社員を推薦する資格を持つ。

- 2 会員は、社員総会で決議された事項について、支援・協力をしなければならない。
- 3 会員は、住所等の会員情報に変更があった場合、速やかに変更届をしなければならない。
- 4 正会員は、本定款13条に定める当法人に対する閲覧請求権をもつ。

(退会及び資格喪失)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 入会申し込みをして1年以上入会金または終身会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第3章 社員

(選任)

第11条 社員は社員総会において正会員より選任する。社員候補者の選定方法は、社員総会において別に定める細則によるものとする。

2 社員の人数は25名以上40名以内とする。

(義務)

第12条 社員は社員総会において、広範の会員の意見を代弁するものとして、理事会より提案された当法人の事業計画、それに伴う予算・決算等を審議決定する。

(権利)

第13条 社員は一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、法人に対して行使できる。

- (1) 定款の閲覧等（一般法人法14条第2項）
- (2) 社員名簿の閲覧等（一般法人法第32条第2項）
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等（一般法人法第57条第4項）
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等（一般法人法第50条第6項）
- (5) 議決権行使書面の閲覧等（一般法人法第51条第4項及び第52条第5項）
- (6) 計算書類等の閲覧等（一般法人法第129条第3項の権利）
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等（一般法人法第229条第2項）
- (8) 合併契約等の閲覧等（一般法人法第246条3項、第250条第3項及び第256条第3項）

(任期)

第14条 社員の任期は、1期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された社員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 社員は、退社又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(資格喪失)

第15条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 解任されたとき。

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど解任すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に

定める社員総会の特別決議によりその社員を解任することができる。

- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 会員資格を喪失したとき。

第4章 社員総会

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、原則会日より1ヶ月前までに各社員に対して発する。

(開催)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の請求があった場合、会長は臨時社員総会を招集しなければならない。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第19条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 年次事業とそれに伴う予算の承認
- (2) 前年度事業とそれに伴う決算の承認
- (3) 社員の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の解任
- (6) 理事会から提案された事項
- (7) 理事・監事の選任及び解任
- (8) 会員の除名
- (9) 当法人の解散及び解散時の残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令または本定款で定められた事項
- (11) 役員職務執行等の費用に関する事項
- (12) 入会金、終身会費等の変更に関する事項

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 次の事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多

数をもって行う特別決議を要する。

- (1) 社員の解任（一般法人法30条第1項）
 - (2) 監事の解任（一般法人法70条第1項）
 - (3) 定款の変更（一般法人法146条）
 - (4) 解散（一般法人法148条第3項）及び解散した場合の継続（一般法人法150条）
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散時の残余財産の処分
 - (7) その他法令上特別決議を要すると定められた事項
- 3 社員総会に欠席の場合、決議権の行使は電磁的方法・書面・委任状で替えることができる。
- 4 オンライン参加が可能な場合は出席者とみなし決議に参加できる。

（決議の省略）

第21条 理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第22条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議長）

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

（会員の集い）

第25条 定時社員総会終了後、同窓生懇親及び社員総会の報告のための会員の集いを開催する。

2 会員の集いは理事会が招集を決定し、会長が招集する。

第5章 役員

（役員の設置等）

第26条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上8名以内

監事 2名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち2名を副会長とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。選任の方法は、社員総会において別に定めた細則によるものとする。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第28条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 各理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、各理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、上限は4期までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は原則無報酬とする。ただし、役員の職務執行等の費用を支払う場合は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第6章 理 事 会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は執行のために事務局を置く。事務手当については理事会が別に定める規則によるものとする。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 事業計画、予算、決算等の作成
- (5) 支部の設立等に関する事項
- (6) 各種規則の作成
- (7) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

個人情報のため非開示

個人情報のため非開示

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人梅光学院同窓会の設立のため、設立時社員、

個人情報のため非開示

の定

款作成代理人司法書士明石真一は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年9月30日

上記設立時社員の定款作成代理人

下関市豊浦町大字黒井1538番地1

司法書士 明 石 真 一

(登録番号 山口県 第657号)

(現行定款の施行)

第48条 本現行定款の施行は、令和8年1月25日からとする。